**技能検定委員就任承諾及び誓約書**

茨城県職業能力開発協会

会長　　長谷川　修平　殿

承諾日　　 令和６年　　　月　　　日

住　　所

氏　　名

生年月日　　　　年　　　　月　　　日生 (　　　歳)

私は、令和６年度前期技能検定委員（　　　　　　　 　　　　作業）

に就任することを承諾し、この就任にあたり、下記事項を熟知の上、遵守する

ことを誓約いたします。

記

* 技能検定委員は、技能検定試験業務に係る秘密保持の義務が課されていること。

(参考)職業能力開発促進法第100条

　　　　　　・秘密保持義務の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

* 技能検定委員は、当該検定職種(作業)の技能検定試験に先立って各種団体や事業所等が実施する技能検定実技試験及び学科試験に係る事前講習会や事前教育の講師とならないこと及びこれらに係る教育関係資料の作成に一切関与しないこと。

その趣旨は、試験の公平性についての疑念を抱かれることのないようにするというものであり、講習会等が行われる場に立ち会うこと自体が問題であること。

(参考)技能検定の事前講習や事前教育の禁止の趣旨は、技能検定委員が講師となる事前講習会等を受講すれば試験問題等に関する情報が得られるといった利点があるかもしれないという印象を持たれることや、試験の公平性について疑惑を抱かれることを排除できないためです。